

県南広域振興局長告示第121号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年7月17日

県南広域振興局長 勝 部 修

児童デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0310900212	児童デイサービスリトルハンズ	一関市真柴字新山8番90号	一関市赤荻字上袋75番地5	平成21年6月1日